

北空知衛生センター組合し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例

平成14年10月31日

組合条例第6号

改正 平成18年 3月24日組合条例第 1号
平成30年12月25日組合条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、北空知衛生センター組合(以下「組合」という。)が、し尿処理施設(以下「処理施設」という。)を設置し行う、し尿及び浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において「構成市町」とは、北空知衛生センター組合規約(昭和41年4月1日地方第346号指令)第3条に規定するし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を共同で行う市町をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、し尿等の処理にあたっては、法に定める処理基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならない。

2 組合は、し尿等の処理に関する事業の実施にあたっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

(搬入者の責務)

第4条 処理施設にし尿等を搬入しようとする者は、し尿等の適正な処理に関する組合の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第5条 組合長は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、当該計画のうち、処理施設、受入時間等の基本的事項を告示するものとする。

2 前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする

3 組合は、一般廃棄物処理計画に基づき、し尿等の適正処理を行うものとする。

(し尿等を搬入できる者)

第6条 処理施設にし尿等を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 組合及び構成市町

(2) 組合及び構成市町の委託によりし尿等の収集及び運搬を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、構成市町以外の地方公共団体からし尿等の搬入の申出があった場合において組合長が特に認めたときは、し尿等を搬入することができる。

(し尿等処理手数料)

第7条 組合がし尿等の処理をする場合は、別表に定める手数料を徴収する。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、組合長が特に認めたときは前項の手数料を還付することができる。

3 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

(手数料の減免)

第8条 組合長は、特に必要があると認めたときは、前条に定める手数料を減免することができる。

(過料)

第9条 詐欺その他の不正行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(設置)

第10条 し尿等を適正に処理するため、汚泥再生処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第11条 汚泥再生処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 北空知衛生センター組合汚泥再生処理施設

(2) 位置 深川市一已町字一已1863番地989

(搬入量の確認)

第12条 し尿等を搬入するときは、搬入量について責任者の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 搬入者は処理施設の施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、組合長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年12月1日から施行する。

(北空知衛生センター組合手数料条例等の廃止)

2 北空知衛生センター組合手数料条例(昭和42年組合条例第7号)及び北空知衛生センター使用条例(昭和42年組合条例第8号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日組合条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（平成18組合条例5・一部改正、平成30組合条例11・一部改正）

し尿等処理手数料

手数料の種類	処 理 区 分	単 位	金 額
衛生手数料	し尿等の収集、 運搬及び処理	20リットルにつき	160円
汚泥処理手 数料	農業集落排水 施設等から発生 する汚泥処理	100キログラム につき	920円
衛生手数料 (構成市町外)	し尿等の処理	20リットルにつき	前年度決算に よる実費用相 当額とする。

汚泥処理手数料の算出に当たって処理した量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位とみなして計算する。